

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区小田排水路他基本設計その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条 令和 7 年度国営土地改良事業地区調査角田丸森地区小田排水路他基本設計その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条 本業務は、角田丸森地区の事業計画策定のため、小田川流域排水路補足構想設計、小田排水路等基本設計、小田川横断サイホン基本設計、予備協議資料とりまとめ及び事業計画書（案）作成を行うことを目的とする。

(場 所)

第 1－3 条 本業務において対象とする実施場所は、宮城県角田市及び伊具郡丸森町地内で、別添 1 に示すとおりである。

(一般事項)

第 1－4 条 業務請負契約書、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第 10 条（作業計画）、同規程第 24 条（基準点測量 作業計画）、同規程第 51 条（レベル等による水準測量作業計画）及び路線測量の測量予定線については、作業前に監督職員に提出し、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴い立木伐採等が必要となった場合については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないように留意するものとする。
- (3) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (4) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (5) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－5 条 管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

(照査技術者)

第 1－6 条

- (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャ	農業	

- (2) 本業務の排水路構想設計・基本設計に関する照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-7条 担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1-8条 設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1-9条 受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2-1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工（平成26年3月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

（作業条件）

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期は、監督職員と打合せ後、実施するものとする。

(測量作業条件)

第２－３条 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既地点は、次表及び別添２測量作業位置図に示すとおりである。

既設の基準点・水準点	等級種別	備 考
R6No. 1	３級基準点・３級水準点	
R6No. 2	３級基準点・３級水準点	
亘理	電子基準点	
白石	電子基準点	
P 相馬 A	電子基準点	

(設計作業条件)

第２－４条 小田川流域排水路の設計対象施設・設計諸元は、以下のとおり考えている。

また、対象施設位置図については、別添３を参照とする。

< 補足構想設計対象施設 > L=2,362m

施設名	ピーク流量	施設延長	備 考
中谷地排水路	2.42m ³ /s	671m	阿武隈急行横断あり
横倉堀排水路２（上流部）	2.13m ³ /s	634m	
小田排水路３（上流部）	0.32m ³ /s	474m	
小田排水路２（中流部）	6.62m ³ /s	583m	阿武隈急行横断あり

< 基本設計対象施設 > L= 988m

施設名	ピーク流量	施設延長	備 考
小田川横断サイホン	3.80m ³ /s	95m	
横倉堀排水路１（下流部）	3.80m ³ /s	150m	
小田排水路１（下流部）	9.82m ³ /s	743m	

(参考図書)

第２－５条 設計作業の参考とする図書は、設計共通仕様書第２－１条によるものとする。

(貸与資料)

第２－６条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	平成28年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画検討その他業務 報告書	1 式
2	平成29年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画補足検討その他業務 報告書	1 式
3	平成30年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業計画整理その他業務 報告書	1 式
4	令和２年度 ICTモデル業務 角田地区排水計画策定業務 報告書	1 式
5	令和３年度 国営施設応急対策事業 角田地区事業推進検討業務 報告書	1 式
6	令和４年度 国営施設応急対策事業角田地区	1 式

	角田地区事業推進検討業務 報告書	
7	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 角田地区対策手法検討調査業務 報告書	1式
8	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域統合排水機場基本設計その他業務 報告書	1式
9	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域小田排水機場他構想設計業務 報告書	1式
10	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区堀切排水機場基本設計その他業務	1式
11	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区江尻排水機場他基本設計その他業務	1式
12	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場他基本設計その他業務	1式
13	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区環境配慮計画検討その他業務	1式
14	令和6年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区受益面積概定及び経済効果算定その他業務	1式
15	平成28年度 沼南橋橋梁詳細設計 地質調査報告書 (宮城県)	1式
16	河川予備協議資料	1式
17	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-7条 第2-6条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-8条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	関 連 業 務	業務実施期間 (予定)
1	令和7年度国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区受益面積精査及び経済効果補足算定業務	令和7年4月～ 令和8年3月

第3章 作業内容

(測量作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における測量作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙1「測量作業数量表」に示すものとする。また、基準点測量にあたっては、事前に測量作業規程第22条及び第49条に規定する方法の選択について、監督職員の承諾を得るものとする。

〔基準点測量〕

2 級基準点測量	新設点	1 点（うち永久標識設置	1 点）
3 級基準点測量	新設点	1 点（うち永久標識設置	1 点）
4 級基準点測量	新設点	22 点（永久標識設置なし）	

〔水準測量〕

3 級水準測量	L=1.0km
---------	---------

〔路線測量〕

作業計画	1 式
現地踏査	L=0.99 km
線形決定	L=0.99 km
IP 設置測量	L=0.99 km（曲線 5 か所）
中心線測量	L=0.99 km（曲線 5 か所）
縦断測量	L=0.99 km
横断測量	L=0.99 km（中心線より左右各々30m）

※仮 BM 設置測量は、水準点測量で実施

〔現地測量〕

現地測量	A=0.055 km ²
------	-------------------------

（設計作業項目及び数量）

第 3－2 条 本業務における設計作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙 2「設計作業項目内訳表」に○印で示すものとする。

（1）小田川流域排水路補足構想設計	1 式
（2）小田排水路等基本設計	1 式
（3）小田川横断サイホン基本設計	1 式
（4）予備協議資料とりまとめ及び事業計画書（案）作成	1 式

（測量作業の留意点）

第 3－3 条 測量作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、変更することができる。

- （1） 3 級基準点、4 級基準点及び 3 級水準測量の成果の検定については、測量作業規程第 14 条を適用する。
- （2） 3 級基準点、4 級基準点及び 3 級水準測量の永久標識設置位置は、監督職員の承諾を得るものとする。
- （3） 線形決定
 - ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。
 - イ 線形は、地形図上に路線選定で検討した資料を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。
- （4） IP 設置測量
 - ア IP の設置にあたっては、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称を付記して目視確認が十分にできるものとする。
- （5） 中心線測量
 - ア 中心線の間隔は、原則として 20m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。
 - イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合に

は固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。

(6) 縦断測量

ア 縦断図面の縮尺は、縦 $S = 1 / 100$ 、横 $S = 1 / 250$ とする。

(7) 横断測量

ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。

イ 横断測量の縮尺は $S = 1 / 100$ とする。

(8) 現地測量

ア 現地測量の地図情報レベルは 500 ($S = 1 / 500$)とする。

(9) 測量予定範囲は、別添2測量作業位置図に示すとおりである。

(設計作業の留意点)

第3-4条 作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-5条、第2-6条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (6) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (7) 設計共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。
- (8) 建設予定地周辺の道路や公共施設等の整備状況・計画について把握し、設計・施工計画に反映するものとする。
- (9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-5条 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- (ア) 作業条件・前提条件
- (イ) 業務計画の妥当性
- (ウ) スケジュール
- (エ) 設計変更内容
- (オ) その他

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっては、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-6条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章

(打合せ)

第4-1条 設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）

第2回 中間打合せ（基本条件整理段階）

第3回 中間打合せ（設計概要整理段階）

第4回 中間打合せ（細部設計整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成 果 物

(成果物)

第5-1条 成果物を測量共通仕様書第1-18条、設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）：正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力：1部（電子媒体の出力。市販のA-4版ファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場 38-7

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-3条に示す「測量作業条件」に変更が生じた場合。

(2) 第2-4条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合。

(3) 第3-1条に示す「測量作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(4) 第3-2条に示す「設計作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(5) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(6) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(7) 土質調査の必要が生じた場合。

- (8) 測量にあたり、伐採、除雪、交通誘導員等が必要となった場合。
- (9) 履行期間に変更が生じた場合。
- (10) 関係機関等対外的協議により、設計等に変更が生じた場合。
- (11) その他

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 測量作業数量表

作 業 項 目	数 量
基準点測量	
2 級基準点測量（新設点、永久標識設置）	1 点
3 級基準点測量（新設点、永久標識設置）	1 点
4 級基準点測量（新設点、永久標識設置なし）	22 点
水準測量	
3 級水準測量	L=1. 0km
路線測量	
作業計画	1 業務
現地踏査	L=0. 99km
線形決定	L=0. 99km
I P 点設置測量	L=0. 99km
中心線測量	L=0. 99km
縦断測量	L=0. 99km
横断測量	L=0. 99km
現地測量	
現地測量	A=0. 055km ²

別紙2 設計作業項目内訳表

(1) 小田川流域排水路補足構想設計

作 業 項 目	作 業 内 容	業務 実施	備考
1. 現地調査	補足構想設計に必要な調査を行う。	○	
2. 資料の検討	補足構想設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 設計計画			
1) 基本条件の検討	水理構造条件の概略を決定する。	○	
2) 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び標準断面の概略を決定する。	○	
4. 水理検討			
1) 水理計算	概略の水理計算を行う。	○	
2) 水理縦断面作成	概略水理縦断面図を作成する。	○	
5. 構造検討			
1) 構造計算	代表断面についての概略構造計算を行う。	○	
2) 構造図作成	代表断面図を作成する。構造一般図、構造図、配筋図を作成する。	○	
6. 附帯構造物	概略の規模、構造、配置を決定する。	○	
7. 平面縦断面図作成	平面縦断面図に標準断面図を記入する。	○	
8. 土工図作成	土工横断面図に切盛土工量の概略を表示する。	○	
9. 数量計算	代表断面についてm当たり数量を計算し、総数量を概略計算する。	○	
10. 施工計画	基本的方針を立案する。	○	
11. 概算工事費積算	m当たりの複合単価で概算工事費を算定する。	○	
12. 総合検討	上記の作業について総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	○	
13. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
14. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

別紙２ 設計作業項目内訳表

(２) 小田排水路等基本設計

作 業 項 目	作 業 内 容	業務 実施	備考
１．現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	○	
２．資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
３．設計計画			
１) 基本条件の検討	概略実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○	
２) 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び標準断面を決定する。	○	
４．水理検討			
１) 水理計算	標準断面による水理計算を行う。	○	
２) 水理縦断面作成	平面縦断面図、切土標準断面による水理縦断面図を作成する。	○	
５．構造検討			
１) 構造計算	標準断面についての構造計算を行う。	○	
２) 構造図作成	構造一般図、構造図、配筋図を作成する。	○	
６．附帯構造物	附帯構造物の位置及び構造規模を概定する。	○	
７．平面縦断面図作成	平面縦断面図にタイプ区分、附帯工等記入する。	○	
８．土工図作成	土工断面図、切盛土工量、法面保護工長等を記入する。	○	
９．数量計算	タイプ毎の土工量、コンクリート、その他主要工事材料等の概略数量計算をする。	○	
10．施工計画	工程計画、施工順序、方法等の基本骨子を作成する。	○	
11．概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
12．総合検討	上記の作業についての総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	○	
13．照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
14．点検取りまとめ	水理構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

別紙2 設計作業項目内訳表

(3) 小田川横断サイホン基本設計

作 業 項 目	作 業 内 容	業務 実施	備考
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	○	
2. 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 設計計画			
1) 基本条件の検討	概略実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	○	
2) 型式、規模及び構造の検討	内部断面形状の検討及び構造の検討、土被り、内水圧よりタイプ区分を決定する。	○	
3) 吞吐口及びトランジションの検討	トランジション、安全施設等の概略の設計をする。	○	
4. 水理検討	標準断面による水理計算及び水理縦断面図を作成する。	○	
5. 構造検討			
1) 構造計算	標準断面についての構造計算を行う。	○	
2) 構造図作成	構造一般図、構造図、配筋図を作成する。	○	
6. 平面縦断面図作成	タイプ別標準断面図及び地質データ記入、OT・CT・サイホンのタイプ区分を記入、STA・EL決定、一般注意事項を記入する。	○	
7. 土工図作成	土工断面図、切盛土工量、法面保護工長等を記入する。	○	
8. 数量計算	1箇所毎の土工量、コンクリート、その他主要附帯工の材料等の概略計算をする。	○	
9. 施工計画	工程計画、施工順序、方法等の基本骨子を作成する。	○	
10. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
11. 総合検討	上記の作業についての総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	○	
12. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
13. 点検取りまとめ	水理構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

別紙2 設計作業項目内訳表

(4) 予備協議資料とりまとめ及び事業計画書(案)作成

作 業 項 目	作 業 内 容	業務 実施	備考
1. 準備作業	予備協議資料とりまとめ及び事業計画書(案)作成のため、貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○	
2. 予備協議資料とりまとめ			
1) 河川協議予備協議資料とりまとめ(東北地方整備局)	東北地方整備局が河川管理者となる河川工作物について、過年度業務成果品等より、河川協議予備協議資料のとりまとめを行う。また、許可工作物技術審査の手引き(国土交通省)に基づき、協議対象工種について、審査チェックリストを作成する。 なお、資料作成中に河川管理者との打合せにより、文言や資料の構成等の軽微な修正指示があった場合は、資料に反映するものとする。	○	
2) 河川協議予備協議資料とりまとめ(宮城県)	宮城県が河川管理者となる河川工作物について、過年度業務成果品等より、河川協議予備協議資料のとりまとめを行う。また、許可工作物技術審査の手引き(国土交通省)に基づき、協議対象工種について、審査チェックリストを作成する。 なお、資料作成中に河川管理者との打合せにより、文言や資料の構成等の軽微な修正指示があった場合は、資料に反映するものとする。	○	
3) 道路協議予備協議資料とりまとめ(宮城県)	宮城県が道路管理者となる道路敷地内工作物について、過年度業務成果品等より、道路協議の予備協議資料としてとりまとめを行う。 なお、資料作成中に道路管理者との打合せにより、文言や資料の構成等の軽微な修正指示があった場合は、資料に反映するものとする。	○	
3. 土地改良事業計画書(案)作成			
1) 事業計画書(案)の作成	事業計画書記載方法に基づき、別添の「事業計画書(案)作成等内訳表」の作成対象項目について、過年度関連業務成果及び本業務成果等を取りまとめ、事業計画書(案)を作成する。	○	
2) 事業計画書(案)補足説明資料の作成	3. 1) で作成した事業計画書(案)の補足説明資料(バックデータ)を整理・作成する。	○	
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
5. 点検取りまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○	

【別添】事業計画書（案）作成等内訳表

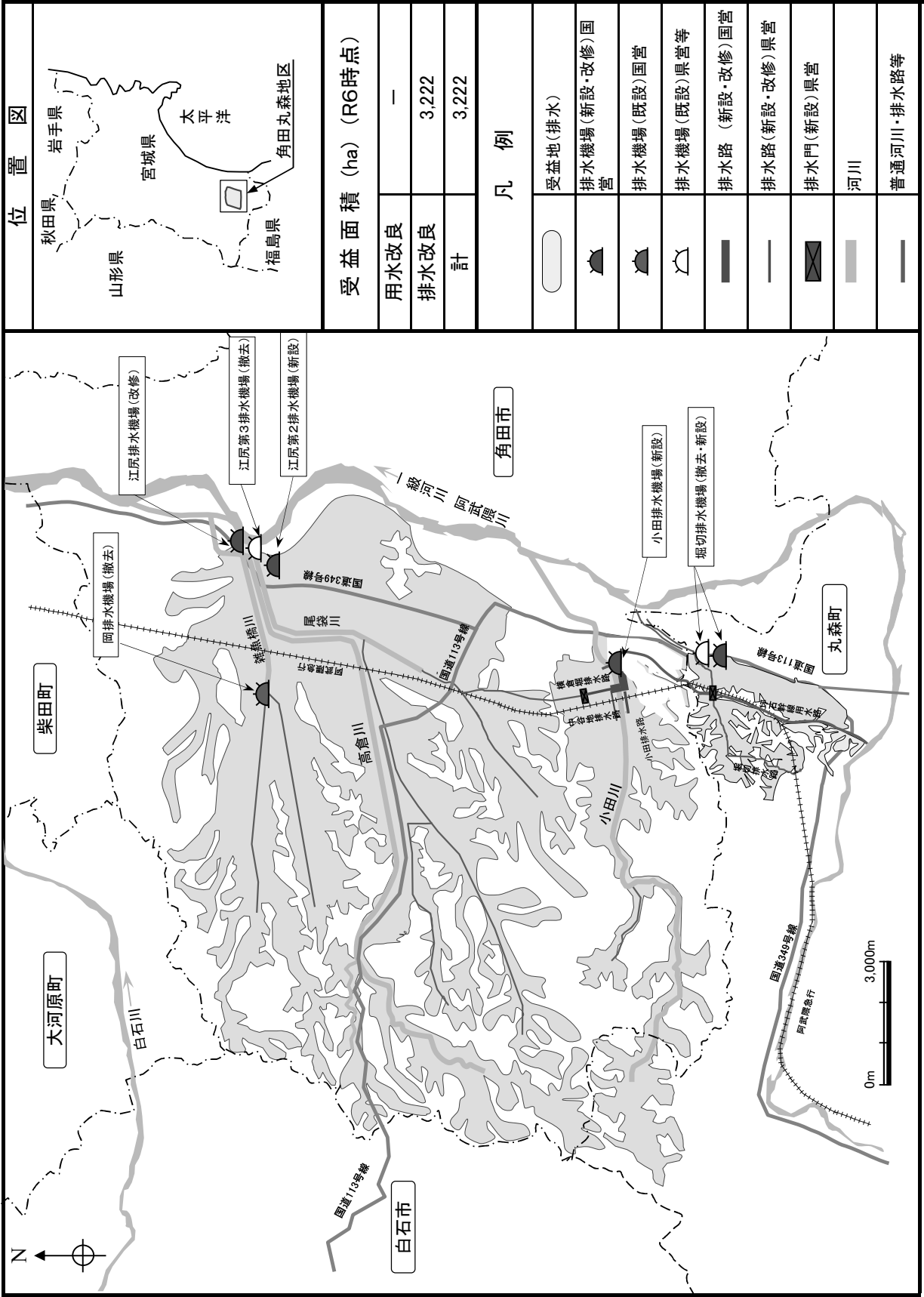
大項目	中項目	作成対象 項目	備考
第1章 目的		○	
第2章 地域及び地積	第1節 地域	○	※注1
	第2節 地積	○	※注1
第3章 現況	第1節 気象	○	※注2
	第2節 土地状況	○	※注1
	第3節 水利状況	○	※注1
	第4節 道路状況	○	
	第5節 地域農業の概況	○	※注1
	第6節 地域環境の概況	○	※注1
第4章 一般計画	第1節 事業計画の要旨	○	
	第2節 営農計画及び土地利用計画	○	※注1
	第3節 用水計画	—	—
	第4節 排水計画	○	※注1
第5章 主要工事計画	第1節 用水施設	—	—
	第2節 排水施設	○	※注1
第6章 附帯工事計画		—	—
第7章 工事の着手及び完了の予定時期		○	※注3
第8章 環境との調和への配慮		○	※注1
第9章 事業費の総額及び内訳		○	
第10章 効用		○	※注1
第11章 関連する事業		○	※注3
第12章 現況・計画図面		○	※注1

※注1：関連業務成果等をもとに整理・編集

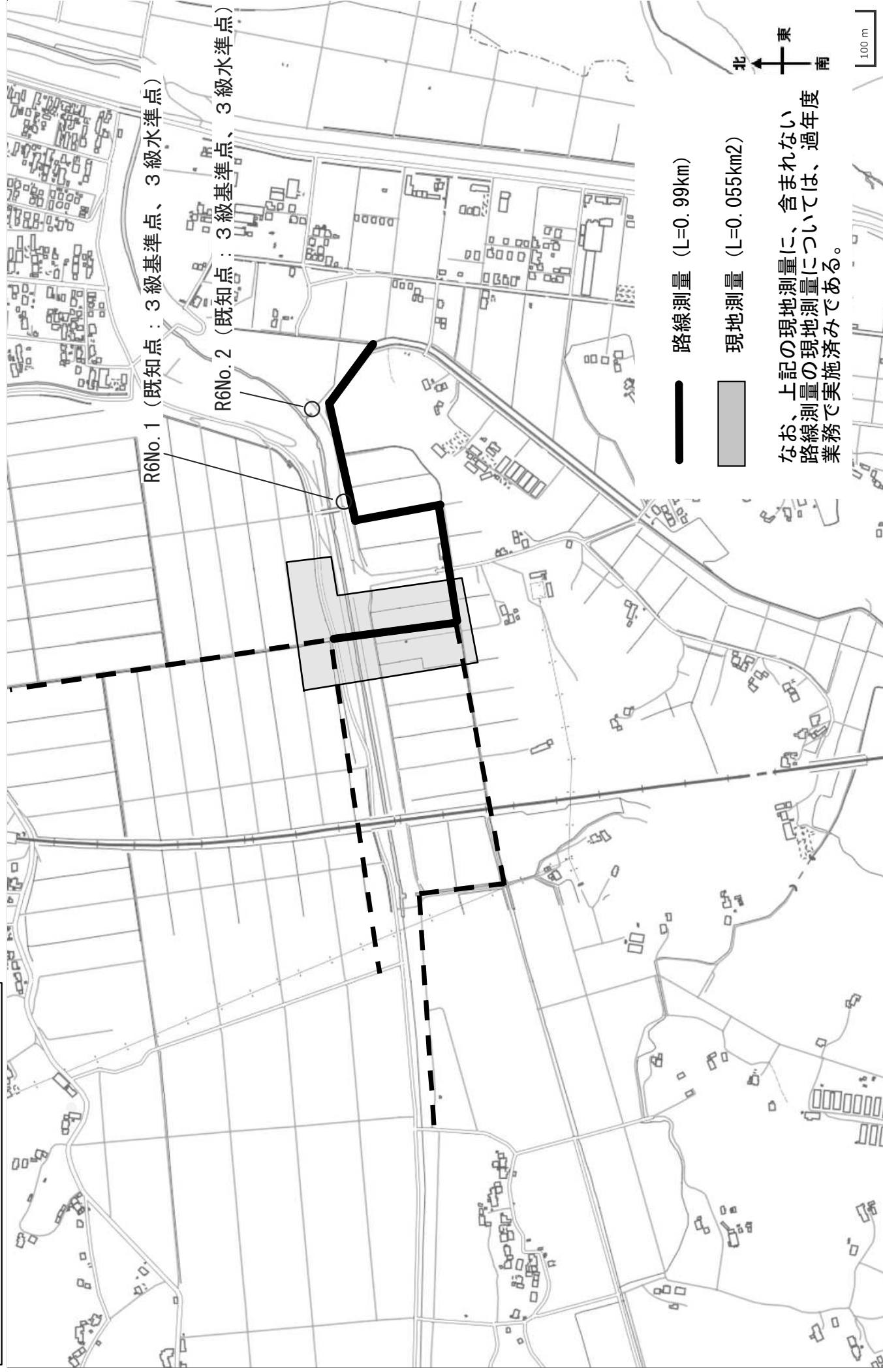
※注2：データ整理及び発生確率算定含む

※注3：発注者で作成する資料の整理・編集

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区 概要図



【別添2】測量作業位置図



【別添3】設計対象施設 位置図

